

函 戸 市

函 恵 市

函 楸 市

函 南 市

令和4年（2022年）9月2日

民生常任委員会委員 各位

戸井支所長

恵山支所長

楸法華支所長

南茅部支所長

参考資料の配付について

このことについて、別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

東部4支所管内における地域会館のあり方について

（戸井支所市民福祉課）

東部4支所管内における地域会館のあり方について

1 地域会館のあり方

東部4支所管内における地域会館については、平成26年3月策定の「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」において、

① 1町会に会館が複数設置されている地域については、1会館に整理した上で廃止する。

② 東部地区の地域特性などを考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設（以下「拠点施設」という。）を補うために、準拠点的な公共施設を、一定条件のもと、地域会館を活用して位置付けることも検討する。

と示されている。

これを踏まえ、東部4支所では、平成29年度に1町会1会館に整理したところであるが、このたび、拠点施設からの距離や過去の利用者数などを総合的に勘案し「準拠点施設」の設置基準を定めるものである。

2 準拠点施設の設置基準

設置基準を満たす地域会館は「準拠点施設」として存続し、設置基準を満たさない地域会館は、原則、指定管理者の更新時に廃止する。

(1) 令和6年度の指定管理者更新時の設置基準（①、②のいずれかを満たすこと）

① 拠点施設と3km以上離れていること

② 過去3か年平均で年間延べ500人以上の利用があること

（コロナ禍の影響を考慮し、令和2年2月以降の利用者数は、実績値とコロナ禍前の3か年平均とを比較し、多い値を適用する。）

区分	拠点施設	地域会館(準拠点施設) 単位:館			廃止予定
		R4.4.1 現在 A	R6.4.1 見込 B	増減 C(B-A)	
戸井	戸井西部総合センター 戸井生涯学習センター	7	4	▲3	小安中央会館, 泊町会館, 館町会館
恵山	恵山コミュニティセンター 恵山市民センター	7	6	▲1	古武井会館
楸法華	楸法華総合センター	2	0	▲2	新八幡町会館, 銚子会館
南茅部	南茅部総合センター	8	8	0	なし
支所計		24	18	▲6	

(2) 次回の指定管理者更新時の設置基準

- ・ 過去3か年平均で年間延べ1,000人以上の利用があること。ただし、拠点施設から3km以上離れた地域会館は、年間延べ500人以上とする。

3 今後の予定

- ・ 令和5年2月 函館市地域会館条例の一部改正および地域会館管理委託料（債務負担行為）を議案提出
- ・ 令和6年3月末 6会館を廃止